

国民健康保険税の税率のお知らせ

令和2年度の国民健康保険税の税率は前年度と同じです。
 なお、保険税の上限額は表のとおり引き上げられます。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	7.9%	1.9%	2.3%
均等割額	27,500円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	4,100円	4,000円
保険税の上限額	63万円 (61万円)	19万円	17万円 (16万円)

※ () 内は前年度の保険税の上限額です。 【問合せ】 税務課 住民税係 ☎492-9132

後期高齢者医療保険料の料率のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直します。

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率（均等割額と所得割率）と保険料額の上限

	均等割額	所得割率	保険料の上限
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円
平成30・令和元年度	48,855円	10.17%	62万円



保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬頃に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い人の軽減

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和元年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

被扶養者であった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、保険料の年額は25,685円となります。

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎492-9132
 兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター） ☎078-326-2021

介護保険料のお知らせ

消費税率の改正に伴い、低所得者の負担軽減を図るため、令和元年度に引き続き、令和2年度の介護保険料についても、第1段階から第3段階の人の年間保険料を表のとおり引き下げます。

段階	対象	年間保険料（料率）	
		引下げ前	引下げ後
第1段階	生活保護の受給者		
	本人または世帯全員が 町民税非課税 高齢福祉年金の受給者 本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	27,000円 (0.45)	18,000円 (0.3)
第2段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	39,000円 (0.65)	30,000円 (0.5)
第3段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	45,000円 (0.75)	42,000円 (0.7)

- 各段階の年間保険料は、基準月額5,000円/月×12月×料率で算出します。
- 第1段階の料率を0.45から0.3に、第2段階の料率を0.65から0.5に、第3段階の料率を0.75から0.7に軽減し、低所得者の負担軽減を実施します。
- 第2号被保険者(40～64歳の人)の保険料は、加入している医療保険(国民健康保険、健康保険、共済組合)により異なります。詳しくは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

【問合せ】 健康福祉課 介護保険係 ☎492-9139

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入の減少が見込まれ、次の対象要件に該当する場合は、申請により保険税(料)の減免を受けることができます。まずはお電話でご相談ください。

【対象要件】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
 ⇒ 保険税(料)全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、下記の条件のすべてに該当する世帯の人
 ⇒ 保険税(料)の一部を減額

【保険税(料)が減免される具体的な条件】

- (1) 事業収入等のいずれかが、前年の当該事業収入等の額の3割以上減少する見込みであること
- (2) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
 (注) 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については、上記のほか主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である必要があります。

【対象となる保険税(料)】

平成31年度(令和元年度)分及び令和2年度分の保険税(料)であって、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のもの

○詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【問合せ】 ・国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に関すること ・介護保険料に関すること
 税務課 住民税係 ☎492-9132 健康福祉課 介護保険係 ☎492-9139

稲美町国民健康保険及び兵庫県後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む)し、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなかった場合は、申請により傷病手当金が支給されます。まずはお電話でご相談ください。

【対象者】 稲美町国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療制度の加入者、かつ被用者等(給与等の支払いを受ける者)で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる者
 ※被用者とは他の人に雇われている人をいいます。

【支給期間】 療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
 ただし、給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、これを受け取ることができる期間は不支給(受けることができる給与等の額が以下で算定される傷病手当金の支給額よりも少ない場合は差額を支給)

【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
 【適用期間】 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

【問合せ】 住民課 保険年金係 ☎492-9135

★毎月第3土曜日 無料相談会開催中! (事前予約制)

相続・贈与・農地転用のことなら



創業60年! 信頼と豊かな実績で完全サポートします!

検索 中嶋パートナーズ 代表 行政書士 中嶋 修市

☎079-492-3424 国岡3丁目6-12(JA天満 斜め前) 営業日 月・水・金曜日10時～4時